

第 9 回 RD 最終処分場問題行政対応検証委員会 概要 (確定)

日 時	平成 19 年 12 月 3 日 (月) 18:00 ~ 21:00
場 所	滋賀県庁本館 4 - A 会議室 (4 階)
出席者	委員：池田委員、木邊委員、宮本委員、渡部委員 事務局：山脇総務課長、菊井参事、平井副参事、林野主任主事 説明員：上田最終処分場特別対策室長、西山主査
傍聴者	非公開
次 第	1 開 会 2 議 事 (1) 県の対応に対する評価の整理について (2) その他 3 閉 会
議事概要	<p>【会議の非公開について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の委員会は、滋賀県情報公開条例第 6 条各号に該当する非公開情報が含まれる可能性があることから、県の「附属機関等の会議の公開等に関する指針」に基づき、会議を非公開で行うことが決定された。 <p>【県の対応に対する評価の整理について】</p> <p>第 1 期 (産業廃棄物処理業許可から硫化水素発生まで (昭和 54 年 ~ 平成 11 年 10 月)) の県の対応に対する評価の整理について、委員から主に次のような質問や意見が出された。</p> <p>昭和 54 年の処分場の設置届出および産業廃棄物処理業の許可に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の届出・許可には問題がなかったとするだけでなく、届出に際して自治会から同意書が出ているということも記載した方がよい。 ・産業廃棄物処理業の許可が許可基準に適合すれば許可しなければならないいわゆる羈束 (きそく) 行為であるということも明確にしておくほうが良い。 <p>同一の場所で最終処分業と中間処理、収集運搬の許可の保有について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の業許可の保有自体は、廃棄物処理法上問題ないということだと思いが、許可した以上は、その後の業者の指導監督をきっちり行う必要があるが、その点が不十分であったのではないか。 <p>ばい煙・ばい塵等の苦情に対する対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の苦情に対する真摯な説明というところで、何でそういう違法行為が起きるのかを考えていくと、例えば、変なものを持ち込まれているから、こんな物質が発生するんだというようなことがわかったかもしれない。原因究明の姿勢が足りないという話をどこに入れるべきか考えていたが、この部分で書いてもいいかもしれない。

平成 8 年の産業廃棄物処理業の更新について

・ 欠格要件の「おそれ条項」について当時、何を前提として、どの程度のものを「おそれ」があるとみなすのか確認をしておいてほしい。

平成 10 年の改善命令について

・ 余剰廃棄物の搬出に 9 年以上かかるといっても、地元自治会と車両台数の制限があるというのは、持ち込むときの話ではないのか。地元の方は外へ持ち出すのを生活環境に影響するから、やめてくれというような要望があったのか。

(事務局)・その点は確認できていないが、職員ヒアリングの際にはこの改善命令のときには、地元との協議はしていないという話がでていた。

その他

・ 県の対応について、不適切であったという指摘は簡単にできるけども、単に不適切というだけではなく、表現に強弱をつけることが必要ではないか。

【その他】

・ 次回の委員会を 12 月 18 日に開催し、引き続き第 2 期以降の県の対応に対する評価の整理を行うことが決定された。

以 上